

令和6年第6回早島町農業委員会

1. 開催日時 令和6年5月16日(木)

開会時刻：16時00分 閉会時刻：17時05分

2. 早島町役場 消防機庫2階 会議室

3. 出席委員

1番 増田 利之

2番 安原 輝夫

3番 佐藤 周二

4番 林 正

5番 栗坂 一郎

6番 眞鍋 和崇

7番 佐藤 一義

8番 日笠 太(会長)

9番 原 勝

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

7. 農業委員会事務局員

事務局長 猪木 浩二

書記 上化田 圭一

書記 杉本 和也

事務局長（猪木 浩二君）

ただいまから令和6年第6回早島町農業委員会を開会いたします。
はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員9名、欠席委員0名でございます。農業委員会等に関する法律第27条により、在任委員の過半数の方がご出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、以降の議事進行は日笠会長によりしくお願いいたします。

議長（日笠 太君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（日笠 太君）

それでは、議事録署名委員は、6番の眞鍋 和崇委員、7番の佐藤 一義委員にお願いします。

【両委員了承】

議長（日笠 太君）

それでは、日程1の議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（杉本 和也君）

議案書2、3ページをご覧ください。番号1と2について、前回の農業委員会において保留となった案件であります。5月14日に譲受人より追加の書類の提出がありましたので、改めて審査を行うものです。追加書類は5ページ以降をご覧ください。今回申請の内容といたしましては前回の委員会においてご説明させていただいたものと同じであり、省略させていただきます。今回、新たに提出のあった書面といたしましては、作付計画書でございます。表紙に今後も農地として適正に管理していく旨が記載されております。

追加書類提出時に、譲受人さん御本人に事務局より改めて営農の意向を確認させていただきました。農地の整備計画につきましては、あくまでも今年度より作付を行う計画であるとのことであり、農業委員会による許可が下り次第、所有権移転を行い、耕起を行って、7月15日に植え付けを行うということでした。

提出書類の中で1箇所訂正がございます。6ページの大きい2番、申請地の

作付け計画の面積の単位が a になっているが m²で書かれていて、正しくは9, 281 m²または9. 281 a です。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

議長（日笠 太君）

7月15日だと品種はあけぼのになるのか。

4番（林 正君）

品種は分からないが、農機具屋が段取りするんだろう。クボタが苗を段取りして草刈りも機械があるからそれを使って、段取りを全部してくれるようです。それで片岡さんのところから出入りするようです、たちまちは。

3番（佐藤 周二君）

乾燥調製は機械を入れないんですか。どこかへ任せるのか。

議長（日笠 太君）

農機具屋がするように言われていた。

4番（林 正君）

米もクボタに買ってもらおうと言っていた。まあ乾燥調製はどこででもできる。きれいにして植えて田んぼにすれば。

議長（日笠 太君）

あの田んぼが植えられるんだろうか。

4番（林 正君）

それは、やる気になったらできる。私がした松尾さんの田んぼがあれ以上だった。

議長（日笠 太君）

●●さんも誰かに頼まないと出来ないだろうな。

4番（林 正君）

まあ、一年目は葦がいくらか生えるだろう。15日は植えて充分です。中生だったら遅い方がいいのができる。高温障害が起きないから。

3 番（佐藤 周二君）

これは所定の様式なんですか。あくまで任意ですか。

事務局（上化田 圭一君）

そうです。ある程度は雛形として例示して、町の方で定例的に 3 条のたびに出してもらっているものではないです。

3 番（佐藤 周二君）

これは話に出ていた念書ではないですね。

4 番（林 正君）

念書を書いたのかと思ったら計画書がでた。田んぼにしてちゃんとやりますという念書をもっているのか。計画書は変更になったらそれまでなので。

事務局（上化田 圭一君）

念書は頭紙のところの「適正に利用します」という文言をもって、こちらの方では。

4 番（林 正君）

生きている間は田んぼとして維持すると、死んだらわからないと言っていた。本人がいなくなるからというのは言っていた。

6 番（眞鍋 和崇君）

誓約しますという風に書かれていますね。

事務局（杉本 和也君）

死ぬまではやりますというのは窓口でも同じことをお聞きしています。我々も聞いています。

7 番（佐藤 一義君）

もし全然手を付けなかったりした場合にはペナルティはあるんですか。

事務局（上化田 圭一君）

遊休農地となった場合、農地パトロールを皆さんにいただいていると思うが、農地パトロールの結果、荒れ地になっている、遊休農地になっているところには意向調査ということで、管理機構を通じて貸付けるとか、農地の管理、草刈りをする、もしくは自分でしっかりと耕作をするところの

調査をして、その通りに貸付とか適正な管理がなされない場合には、勧告を行ったうえでペナルティが発生します。

3 番（佐藤 周二君）

本人はやる気になっているんですね。

事務局（上化田 圭一君）

そうですね。意向を確認させていただく限りでは、植え付けをするということで、前回委員のご意見をいただいた、今年度は整地をしたり、きちんと耕して来年度からというご意見もありましたということはお伝えさせていただいたんですけれども、あくまでご本人さんは今年度から植え付けをすると、そのために準備をしていくんだということでした。

4 番（林 正君）

荒らさずに田んぼにして維持すればそれでいい。

議長（日笠 太君）

これは入る道がないと言ったが、●●さんの田んぼを通るのか。

事務局（上化田 圭一君）

位置図で言いますと、前潟●●●●という字があるところから、東側の町道から入って行くアスファルト舗装された道がありまして、●●●●の左下に住宅がある近くまで舗装された道がありまして、そこから南の方へ片岡さんの田んぼを通るようになります。

事務局（杉本 和也君）

ちなみに、14日に役場で●●さんの話を聞いていた時にたまたま●●さんが窓口に来られて、●●さんが「よろしくね、通らせてよ。」と言ったら、●●さんが「頑張ってください。」と答えており、了承を得ていることはその場でたまたま確認することができました。

6 番（眞鍋 和崇君）

取得後は農地として適正利用すると、宣言はされておられるので適正利用していただければいいのではないかと思いますので、進めたらいいと思います。

議長（日笠 太君）

それは書類が揃ってきているのだから、今更どうこう言うわけにもいかないけれど。本人がやる気で7月15日には田植えをしようんだから。

3 番（佐藤 周二君）

念書なるものを取って、本人が会長宛で書いて、尚且つ中身も必ずやります絶対やります、営農計画については別添のとおりです、というパターンが正当です。ただ念書ではないが、ここにも誓約しますと、念書はないが誓約という言葉がある以上は、第三者の対抗要件にしてはちょっと弱いですね。一般的には。念書だったら、証拠を後のために残すための覚書ですから。

4 番（林 正君）

念書を書いてもらった方が、計画書だけでは。

3 番（佐藤 周二君）

覚書とか、誓約書とか、念書とか、万が一こじれて裁判になった場合に、証拠になるのは念書です。法的な根拠はなくても念書を取っておけば、裁判所でものを言えます。営農計画書は、まあこの通りですといったら終わりです。後からでも念書は取った方がいい気がします。

4 番（林 正君）

念書があるのが普通です。約束事だったら。

6 番（眞鍋 和崇君）

念書はあったらいいなと思います。ですけど、現状として念書がないと許可できませんということはいえないわけですよ。2度目の農業委員会を開いて計画書まで出していただいた後に、更に念書を出してください、そうしたら許可しますということが事務局として言えるのかというところがどうなのか。許可は許可として出して、更にすいません、念書を出してくださいということを●●さんに求めるということであれば、なんとかできるのかと思いますがその点どうでしょう。

事務局（上化田 圭一君）

農業委員会として、申請者へお伝えいさせていただくという形になるので、そういう風な決定なれば事務局としては委員会での決定事項としてお伝えをさせていただくというのはできます。ただその一方で念書というのは法廷でその他必要となる書類ということでもありますので、今回はそれに準ずるものとして事務局としてはいただいたつもりで、誓約しますというところをもって、念書に準ずるといってしまうような認識をしております、今回こうやって委員さんにお集まりいただいたというところでございます。その中で改めてそういう書類が必要と。

4 番（林 正君）

前から念書をもらえと言っていたので、念書を書いてきたと思っていた。念書を書いてくれたらオッケーだと農業委員会が言っていると言えと言ったから、書いているんだらうと思ったら計画書だった。最初から念書をもらえばいい。極端に言えば計画書は要らない。

3 番（佐藤 周二君）

最初の申請地作付け計画書の提出についてという表題があるでしょう。これを念書にすればいい。念書という言葉がどこかに必要でしょう。簡単に示してもらって、営農計画については本年の意向は別添のとおりですとしておけば。

4 番（林 正君）

頭へ念書と入れて、これを使ってもらえばいい。

事務局（杉本 和也君）

ここに原本があるが、これに追記をさせるというイメージでしょうか。
どうしてもお願いの域にはなってしまうと思います。

3 番（佐藤 周二君）

お願いするどころか、本当は向こうがやるんだという意気込みを念書で書いてもらう。

事務局（杉本 和也君）

感覚的には、書いてくれると思います。

3 番（佐藤 周二君）

許可するまで 9 9 まで来ているので、念書の一言で許可になるとか、うまいこと説明をして、念書で出してもらって下さい。そういうことで会長どうですか。

議長（日笠 太君）

そうしておかないと、後でまた大事が起きる。

事務局（杉本 和也君）

ただ、それに応じられない場合に、それに応じないから許可をしないというのは農業委員会として多分アウトだと思います。だから、それをもう一回皆さんに見てもらった上で許可をするかをまた別の判断するのか。

4 番（林 正君）

これを念書にしておけばできてなかったら、しないといけないと文句が言える。適正に利用すると書いてあるから。難しく考えなくていいと思う。

事務局（杉本 和也君）

今日の委員会は今出ているもので、許可、不許可、保留の3択で言うとどれになろうとしているんですか。

4 番（林 正君）

もうこれに念書と書いて判子をもらっておけばいいだろう。そうすれば書き直さなくていい。名前の下の空いたところへ。

事務局（杉本 和也君）

今日許可になった後にもらえばよろしいんですか。

4 番（林 正君）

念書をくれればすぐ許可が下りますよと言えばいい。それでいいだろう。

議長（日笠 太君）

それでいい。

4 番（林 正君）

早くしないと、名義を変えないと手が付けられないと言っていたので、あんまり引っ張っても今度は期間がなくなるから。今出しているものに念書と書いて判子を押してくれと、そうしたら許可を出すからと。それでいいんじゃないか。

議長（日笠 太君）

それでよろしい。そうしないと長く引っ張れば15日に植えられないと言ってまた文句を言うから。

6 番（眞鍋 和崇君）

ごめんなさい、僕だけが話の整理がついてないのかなと思うんですけど、この会議としては許可をするか、しないか保留にするかしか選択肢がないと思うんです、会議の結論として。念書が出ることを条件に許可をするという風にしてしまうと、念書がもらえなかったらどうするのかという相談をしていかないといけないのかなと。林委員のおっしゃるように、計画書の提出についてのと

ころに念書という風に書いてもらえばいいんですが、それはそれで求めるという結論に至ることはいいと思うんです。会議の結論としては念書という風に書いてもらえばいいという結論でいいと思うんですけど、それは許可なのか保留なのか不許可なのかというところと言うと、多分そこで事務局は迷っていると思うんですけど。これは私の意見なんですが。会議の結論としては許可をするけれども、但しここに念書と書いてくださいと言うのか許可の条件ですという風に結論付けた方がいいのかなと。

4 番（林 正君）

それでいいんじゃないか。念書と書いてくれるなら許可しますと。

議長（日笠 太君）

9 9. 9 まで来ているんだから念書と書いて判子を押してもらっておけばすぐ許可という。

7 番（佐藤 一義君）

最悪の場合、もし、万が一書かなかったらどうするのか。

4 番（林 正君）

書かないならやる気がないということで許可しませんでいいんじゃないか。

事務局（杉本 和也君）

出なかったら許可しないというのが結論になるでしょうか。

4 番（林 正君）

許可しないか保留で放っとくか。

事務局（上化田 圭一君）

放っておくというのがは難しいかなと思うので、委員会としてもう一度集まっていたるか。

6 番（眞鍋 和崇君）

そうですね。もう一回集まらないといけない。許可しないとか、保留にするという結論にはたぶんできないと思うので、議題そのものが続いているという認識でいかないと。もう一回集まらないとどちらにしても結論が出ない。

3 番（佐藤 周二君）

いずれにせよ念書をもらうために動いてみないといけません。念書だけにこ

だわる必要はないですけど。全体的には中身がない。強い約束をしていただきたいと思います。他の農業委員会でも建設業をしている社長が農地を一括購入して、建設だから疑いがかけられたそうなのですが、その場合は大体念書をとるっていれば、まず間違いありません。後で証拠の一つになります。そうしないと危なくて承認は出せない。誓約書だけでは、約束しますと言ってしなかったら終わりです。我々農業委員会からしてみれば、そういう判断で取りましよう。

6 番（眞鍋 和崇君）

では会議の結論とすれば許可をします。ただし念書と書いてもらうことが条件ですと。もしそれがいただけなかった場合は、議題として引き続きまた集まって共有しないといけませんよねという結論になりますか。

4 番（林 正君）

来月に回しますと。また皆忙しいのに何度も途中で集まらない。

6 番（眞鍋 和崇君）

そうになったら、それはもちろん皆様のご都合としてはたぶんそうなんだと思います。田植えの時期。そうになったら●●さん自体が、農地の所有権移転の手続きが遅れたことによって、その農地の作付けが遅れたということで、農業委員会を相手取って訴訟を起こすことも考えられるという話をこないだ言われていた。

4 番（林 正君）

念書を書けばいいと言っているのに書かんかったいけないと、やる気がないとみなす。これはもう書いてもらえばいいことだ。

事務局（杉本 和也君）

念書を書かせることに法的な根拠はないと思っているので、慎重になるべきかなと思います。例えば、作らなかった時に農業委員会として念書を盾に訴訟を起こせないと思います。作らずに荒れ地にしました、そこで念書を盾にうちが訴訟を起こせるかという農業委員会としては起こせないと思うので。

4 番（林 正君）

念書を書いていれば、適正に出来てなかったら、指摘できる。

事務局（上化田 圭一君）

それは通常の農地法で指導が可能だと思います。

4 番（林 正君）

本当にやる気だったら書けるし、他の場合でもいや、私は絶対大丈夫です。こういうことはしめませんとみんな書く。どこでも。本当にやる気なら。書かないということはやる気がないということだ。

6 番（眞鍋 和崇君）

とりあえず委員会としては、許可をします、ただし念書と書いていただくのが条件ですよと言って、これで閉じればいいんじゃないですか。もし、●●さんが絶対しないと言えどもまた会長から我々にご報告をいただいて対応を協議すれば。それで解散したらいいのでは。

議長（日笠 太君）

そうなって来ますね。皆さん忙しい時期だから、なかなか揃わない。ここに字が抜けているとひとこと言えればいい。

事務局（杉本 和也君）

それが定められた様式ならそうだと思いますが、任意で出していただいているものになります。

6 番（眞鍋 和崇君）

書いてくださいと言う風に。

事務局（杉本 和也君）

お願いはさせていただくんですけど、念書を書くことを許可の条件にするというのは、念書がないと許可しないと言っているようなものだと思うんです。そこについてかなりリスクを感じます。非常に危険だと思います。皆さんがそれでも、訴訟覚悟でそこまで出させるんだと言うことで出させるのであれば我々も動くんですけど、念書の文字がないから許可しないというのは・・・。

4 番（林 正君）

ないからということではない。念書を書いてくれたらみんな●●さんが本気でやる気だということがわかるからちょっと書いてやってくれと言えども書くだろう。書けないと言ったら、もう一回農業委員会へ申しますからと言っておけば。

事務局（杉本 和也君）

それだと実質的に書かないと許可しないということになります。そこまでの

訴訟リスクを冒してまでいる文字なのかどうかですね。

3 番（佐藤 周二君）

一般的にはそこまで求める必要はないんですが、今までが今まででしょう。お互いの約束事を取り決めていきましょうと言う風に法的な根拠はないです。

事務局（杉本 和也君）

ないんです。ないのがすごくひっかかる。

3 番（佐藤 周二君）

ただお互いの約束事です。農業委員会と●●さんとの。そう難しい話ではないと思うが。

事務局（上化田 圭一君）

お願いすること自体は別に難しいという認識はないが、ここの判断が難しいと思っています。

3 番（佐藤 周二君）

念書を盾に取ってどうのこうのという話にはならないと思いますが。やる気になっているので、もう一息意思表示をしてくれといったら終わりです。

事務局長（猪木 浩二君）

念書と誓約というところの違いを今おっしゃられていると思うんですけど、ここに書かれているのが農業委員長宛に誓約します、という言葉で締めくくられていると思うんですが、誓約というのが「約束事を守ることを相手に誓約する」ということが主眼に置かれていますので、農業委員会の会長に対してこのことを誓約しますという意味になると思うんです。念書というのは「一定の義務を自分に迫うことを自らが認める」というのが念書という意味合いもありますので、裁判とかでも制約と念書は同等に扱われるということが言われていますので、この様式でいきますと農業委員会会長宛に私はこの内容を誓約しますという意味合いが込められているので、同じ意味合いがあるということに加えて、念書という言葉が必要であれば、農業委員会の会長に制約もするし、自分のやることを自ら認めることも書きなさいということになりますので、それを今求めるのであれば、プラスで求めるということになると思います。一応誓約という意味でも、農業委員会の会長に対して誓約をしていますので、同じようにちゃんと守るよといえるのではないかと思いますのでその辺でご判断をいただけたらと思います。お願いという意味で念書という言葉を書いてもらうという、ここで許可をいただいて、プラスで念書とここに書いてくださいという

ことをお願いはできるとは思いますので、そこはちょっとご考慮いただけたら
なと思います。いかかでしょうか。

3 番（佐藤 周二君）

一言書いてもらえばいい。

事務局長（猪木 浩二君）

お願いということで、ここで誓約という意味合いで色々言えるというまず認識
をしていただいて、許可をいただきながらプラスで事務局の方でここに書いて
いただきます。それで許可する許可しないの判断ではなくてプラスで念書と
いう言葉を書いてくれということで進めさせていただけないかなというご提
案です。

議長（日笠 太君）

それでは事務局の方も、念書という言葉をお願いするということで前へ進め
て宜しいか。

事務局長（猪木 浩二君）

ここで許可をしていただくということですか。その中でお願いをすると言っ
るのは、はい。

議長（日笠 太君）

今事務局が言われたように、念書という言葉をしていただくということで、議案
第 15 号・番号 1 と 2 については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第 15 号・番号 1 と 2 については許可されま
した。

以上で、本日の議案は全て終了しました。

令和 6 年第 6 回早島町農業委員会を閉会いたします。